

令和5年3月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和5年3月29日(水) 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者
教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 古山美穂
- ・説明者
教育次長兼教育総務課長 森井克則
学校教育室長 東浩朗
生涯学習室長兼世界遺産・
文化財総合管理室長兼文化財課長 吉澤則男
学校教育課長 角田浩太郎
学校教育課課長補佐 井上直也
学校教育課課長補佐 新見豊和
- ・事務局
教育総務課課長補佐 萬田正英
教育総務課主査 芝池祐太
- ・議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 教育長月次報告
日程第3 報告第16号
羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について
日程第4 報告第17号
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する
規則の制定について

- 日程第 5 議案第 37 号
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について
- 日程第 6 議案第 38 号
羽曳野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 議案第 39 号
羽曳野市教育振興基本計画（取組方針）の策定について
- 日程第 8 議案第 40 号
令和 5 年 4 月 1 日付人事異動について
- 日程第 9 議案第 41 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 10 議案第 42 号
羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 11 議案第 43 号
羽曳野市立学校園校区審議会規則を廃止する規則の制定について
- 日程第 12 議案第 44 号
令和 5 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」について
- 日程第 13 その他
・ 日程調整など

開会：午前10時00分

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、奥野委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 2月12日に、南大阪駅伝競走大会が行われました。
- (2) 2月18日に、公開シンポジウムが行われました。
- (3) 3月2日に、校長会・園長会が行われました。
- (4) 3月5日に、石川クリーン作戦が行われました。
- (5) 3月19日に、羽曳野観光局オープニングセレモニーが行われました。

日程第3 報告第16号

羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について

- 教育総務課課長補佐より、資料に基づき、羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について説明と報告がありました。

《教育総務課課長補佐》

羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について、ご説明させていただきます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規程により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。この報告書は、この法律の趣旨に則し、令和3年度の事務事業について、「教育委員会事務の自己点検・評価」を実施し、報告書にまとめたものです。
点検・評価の流れにつきましては、各所属におきまして、事業の進捗状況などを取りまとめ、次に評価委員からの意見聴取を行います。
今年度につきましては、令和4年11月10日に「羽曳野市教育委員会評価委員会」を開催し、委員からの意見を聴取しました。
羽曳野市教育委員会評価委員会の委員は、2ページの4に記載のとおり3名で

す。又、当日、委員からの意見等については、報告書の 119 及び 120 ページに記載しています。

本日、議会に報告書を配布させていただき、その後市ホームページにおいても公開させていただく予定です。

《教育長》

この報告書は、今日初めて皆さんにお示しするのですか。

《教育総務課課長補佐》

そのとおりです。

《教育長》

かなりのボリュームになるので、一旦、お持ち帰りいただき、何かあればご連絡ください。

日程第 4 報告第 17 号

羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する
規則の制定について

日程第 5 議案第 37 号

羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する
規則の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定
について

●教育総務課主査より、資料に基づき、報告第 17 号「羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 37 号「羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について」説明があり承認を求めました。

《教育総務課主査》

報告第 17 号「羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

機構改革を実施するにあたり、教育委員会事務局の組織及びその事務分掌を定めている「羽曳野市教育委員会事務局処務規則」の改正が必要となりました。

教育委員会規則の改正については、教育委員会議にて承認を経ることとされておりますが、市長部局との調整により、令和 5 年 3 月 17 日までに改正の手続きを完了する必要があったため、「羽曳野市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第

2条の規定に基づき、教育長専決により本規則を制定させていただきました。本報告は同規則第4条第2項に基づく報告です。

改正の内容についてですが、大きく3点ございます。

1点目は、「学校教育室」を廃止し、新たに「学校教育部」を設置し、「教育総務課」を「教育政策課」に名称変更を行います。

2点目は、「生涯学習室」及び「世界遺産・文化財総合管理室」を統合し、新たに「生涯学習部」を設置。これに伴い、新たに「生涯学習課」、「次世代育成課」、「文化財・世界遺産室」を設置いたします。

3点目は、「教育次長」の職を廃止し、新たに「教育監」という職を設置いたします。この3点を中心に、関連する規則の改正を行いました。

続いて、議案第37号「羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について」ご説明させていただきます。

先程ご説明させていただいた「羽曳野市教育委員会事務局処務規則」の改正に伴い、関係する教育委員会規程を改正させていただくものでございます。

改正内容については、こちらについても先程の3点を中心に改正を行います。

参考に「機構改革前後の組織図」と「改正が必要な規則及び規程の一覧」を添付しておりますのでご確認ください。

説明は以上になります。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

《教育長》

今までは、部長職は次長だけでしたが、室が部に昇格することにより、部長が二人になります。そのうえで新たな職として教育監ができ、教育監も部長です。部長が三人になります。今までの部長決裁は、次長が全て担っていたが、基本的には生涯学習部は生涯学習部長、学校教育部は学校教育部長が決裁者となります。また、図書館課が課としてはなくなり、生涯学習課と一緒にになります。文化財・世界遺産室は、名称は室のままですが課の扱いとなります。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第38号

羽曳野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 教育総務課主査より、資料に基づき、羽曳野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認

を求めました。

《教育総務課主査》

議案第 38 号「羽曳野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明させていただきます。

幼稚園に関する事務の一部を「こどもえがお部」に補助執行させているところですが、専決や代決に関する規定について、再度整理を行い、円滑な事務の執行を推進するため、所要の改正を行います。

《多田委員》

昔から幼稚園の事務は、市長部局でやっていたのですか。

《教育総務課主査》

平成 27 年 3 月にこの規則制定させていただいておりますので、平成 27 年度から補助執行させていただいております。

《多田委員》

こども家庭庁が出来ましたよね。子ども家庭庁に幼稚園の管轄は、総務省や厚生労働省から移らないのですか。

《教育次長》

この間の話では、決着がついてないです。そういうふうに行って行きたかったとは思いますが。

《多田委員》

流れ的に言うと国の思惑はそうでしょうね。

総合教育会議の場にこどもえがお部にも来てもらって、総合戦略的な話をする。

《教育長》

こどもえがお部と教育委員会で定期的に会議を持って調整は行っています。

これも以前から言っていますが、0 歳から未就学児を含め小学校入学までは、こどもえがお部。6 歳から 15 歳までは教育委員会。ここを繋ぐのは、絶対に必要だと思っています。

また、福祉も含めた三者で、子どもを見て行かなければならないと思っています。もう一度、整理をしてしっかりやっていくという事です。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 議案第39号

羽曳野市教育振興基本計画（取組方針）の策定について

- 教育総務課主査より、資料に基づき、羽曳野市教育振興基本計画（取組方針）の策定について説明があり承認を求めました。

《教育総務課主査》

議案第39号「羽曳野市教育振興基本計画（取組方針）の策定について」ご説明させていただきます。

第2期羽曳野市教育大綱における基本理念の実現に向けて定められた基本方針を計画的に推進するため、教育委員会における取組みを整理することを目的として、本計画を策定するものです。

教育基本法第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。計画の構成ですが、「取組方針」と「事業計画」の2部構成とします。今回策定する「取組方針」においては、教育委員会における目標や取組みの方針を整理し、毎年、具体的に実施する事業との関連を明らかにします。計画の期間については、第2期羽曳野市教育大綱の期間が令和7年度までであることから、令和7年度までとします。

なお、国や市の教育に関する施策の変更、社会状況等に大きな変化が生じた際には、それらとの整合性を図るため、必要に応じて改定を行います。

以上、説明とさせていただきます。

《教育長》

計画の策定は、努力義務のため策定していなかったが、やっぱり計画は必要だという事で今回の策定になりました。

国・府は以前から計画があり本市は遅れているが、取り組み方針を定め、今後事業計画を策定していく方向です。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第8 議案第40号

令和5年4月1日付人事異動について

- 教育総務課課長補佐より、資料に基づき、令和5年4月1日付人事異動について説明があり承認を求めました。

《教育総務課課長補佐》

令和5年4月1日付人事異動について、ご説明させていただきます。

令和5年4月1日付人事異動について、教育委員会事務局職員中課長相当職以上の職にあたる職員の任免について、承認を得るものです。

生涯学習室副理事兼図書館館長兼中央図書館長兼古市図書館長兼羽曳が丘図書館長兼丹比図書館長兼東部図書館長の南里副理事が総務部税務長兼税務課長として、学校教育室副理事兼食育・給食課長兼食育・給食課第1給食センター所長兼食育・給食課第2給食センター所長の中西副理事が保健福祉部副理事兼障害福祉課長に異動となりました。

また、教育監に市長公室より堂山公室長が、生涯学習部兼生涯学習課長に保健福祉部より田中課長が、学校教育部副理事兼学校教育部教育政策課長に保健福祉部副理事兼新型コロナウイルス対策室より寺元副理事が、生涯学習部次世代育成課参事に総務部管財用地課より竹中参事が着任されます。

また、教育委員会事務局内の異動として、森井次長が学校教育部長兼食育・給食課長に、伊藤学校教育課参事が学校教育課長に、村尾学校教育課課長補佐が学校教育課参事に、井上学校教育課課長補佐が学校教育課参事に、上村食育・給食課第1給食センター課長補佐兼食育・給食課第2給食センター事務取扱が食育・給食課第1給食センター所長兼食育・給食課第2給食センター所長に就任されます。

詳細につきましては、資料をお付けしていますので、ご確認ください。

また、機構改革による課名変更等に伴う異動については省略いたします。

以上、説明とさせていただきます。

《多田委員》

課長と参事の違いは何ですか。

《教育次長》

いずれも課長級ですが、課長は決裁権をもっており、参事は課長がいるので決裁権は持っていません。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第9 議案第41号

後援名義の使用許可について

●教育総務課課長補佐及び学校教育課課長補佐より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育総務課課長補佐》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

新規申請事業2件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの8件になります。

新規申請事業は、団体名は「南大阪中学校・高等学校進学説明会2024実行委員会」事業名は「南大阪中学校・高等学校進学説明会2024」です。

資料をご覧ください。

事業実施日は、令和5年9月2日(土)です。

事業内容としましては、小・中学校の児童・保護者に中学・高校の入試情報だけではなく、学校生活全般を広く知って頂き、進学・進路を意識して頂く事を目的としております。

「羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱」第2条第1項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第2条第2項の「許可を行わない事業」の要件には該当しないと考えております。

2枚目以降に予算書等の資料を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

2件目の新規案件については、学校教育課 井上課長補佐よりお願いします。

私の方からは、団体名は「ニワダニネットワークシステム株式会社」事業名は「2023年度藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市版小学校お仕事読本 お仕事ノート」についてご説明させていただきます。

では、お手元の資料をご覧ください。

小学校におけるキャリア教育については、身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上や夢や希望、憧れる自己イメージの獲得などを目標に小学校から発達段階に応じて実施しています。学校毎に子どもたちにつけたい力を明確にし、それに合わせた取組みを計画し、いろいろな教科と関連付けて活動を実施しています。たとえば、低学年であれば、町探検で地域のことを学んだり、中学年であれば1/2成人式において、将来の夢を描くために自分の成長を振り返ったり身近な大人から話を聞いたり、高学年では、地域の方をお招きし、職業講話を聴く、などがあります。

今回、後援名義使用許可のありました、「お仕事ノート」につきましては、地域の企業等が紹介され、働く方の声なども掲載されており、各校で行われているキャリア教育の参考資料になるものと考えております。この「お仕事ノート」への後援名義の使用について、許可してよろしいでしょうか。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に継続事業が8件ございます。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

1件目は、専決日令和5年2月13日、団体名は「羽曳野市民ウインドオーケストラ」事業名は「羽曳野市民ウインドオーケストラ ティータイムコンサート(第40回定期演奏会)」です。

2件目は、専決日令和5年3月17日、団体名は「第46回はびきの市民フェスティバル白鳥伝説「はびきの祭」実行委員会」事業名は「第46回はびきの市民フェ

スティバル白鳥伝説「はびきの祭」」です。

3件目は、専決日令和5年3月1日、団体名は「羽曳野市スポーツ少年団羽曳野市少年軟式野球連盟」事業名は「令和5年度羽曳野市軟式野球スポーツ少年団「第45回羽曳野市長杯」大会」です。

4件目は、専決日令和5年3月17日、団体名は「一般社団法人スポーツパブリック」事業名は「第5回中学校バレーボール全国交流2022森永乳業杯ツアーオブバレーボール大阪大会」です。

5件目は、専決日令和5年3月17日、団体名は「書道研究会」事業名は「第46回由源全国書道展」です。

6件目は、専決日令和5年3月17日、団体名は「大阪大谷大学」事業名は「2023年度大阪大谷大学公開講座」です。

7件目は、専決日令和5年3月16日、団体名は「大阪学童保育連絡協議会」事業名は「第54回大阪学童保育研究集会」です。

8件目は、専決日令和5年3月23日、団体名は「羽曳野市グラウンド・ゴルフ協会」事業名は「2023年度春季グラウンド・ゴルフ交歓大会」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《教育長》

新規事業の1件目は、昨年度も申請があったと思いますが許可はしたかな。

《教育総務課主査》

実績がないという事で不許可になっています。

《教育長》

昨年度の開催地は。

《教育総務課主査》

藤井寺市です。参加人数も多く、特に問題もなかったという事です。

《教育長》

今回は、藤井寺市が入っていない。昨年度、開催しているのに何故、今回は入っていないのか不思議です。同じ南河内地区なのに。

《奥野委員》

教育長もおっしゃっていましたが、後援教育委員会予定と書いてあり、大阪狭山市・羽曳野市・富田林市・河内長野市・太子町・河南町・千早赤阪村と記載がありますが藤井寺市が載っていません。昨年度、開催したところなのに何故ないのか。すごく疑問に感じています。

《古山委員》

教育委員を2年させて頂いて、後援名義の事を最初にお伺いしました。羽曳野市や羽曳野市教育委員会が後援するとやはり箔が付くので、どのような条件で許可が出るのか聞きました。羽曳野市の条件に合っていれば許可をしようと言っていたので、どこの市町村に申請するかは、申請者が決める事なので、羽曳野市の条件には、あっていると思います。

《多田委員》

南大阪で申請をするような事は出来ないのですか。そういう仕組みはないのですか。南河内でイベントを開催する時に南河内の教育委員会や教育長で話をしてもらい、そこへ申請し許可をもらう。単独でするときは、羽曳野市教育委員会ですべきだと思いますが。

《教育長》

南河内市町村教育委員会の連絡協議会があったな。そこに申請すれば一括して後援名義が取れるかな。

《教育総務課主査》

権限がそこまでないので無理だと思います。多田委員がおっしゃったことは非常にいい事だとは思いますが現状は難しいと思います。

《新熊委員》

保護者や子ども達は、直接話しが聞けるので良いと思います。

《多田委員》

昨年度は、問題はなかったんですね。

《教育総務課主査》

藤井寺市にお伺いしたら、苦情等はなかったそうです。

【採 決】 全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

《教育長》

続いて2件目の「お仕事ノート」に入らせていただきます。

《多田委員》

小学生のキャリア教育のためにやっているのです、間違いではないと思います。小

学生が企業に実際に職業体験に来られるじゃないですか、それと同じような事だと思いますが。やっていること自体は間違っていると思わないのですが、ただ、これを学校現場にこうやって配ることが、どうなのか。その辺はどうですか。賛成でも反対でもないです。

《教育長》

他市の状況はどうですか。

《学校教育課課長補佐》

後援をするかの決定までは聞いていませんが、委員会としては、全市ともに副読本として、参考資料として使えるのであれば、ぜひということで校長会の方から後見を頂いていると聞いています。

《教育長》

キャリア教育っていう事では中身はいいと思います。その職種の仕事内容も書いていますし。ただ、企業名が入っているが何か気になりますね。

《学校教育課長補佐》

中学校では、SDGsが前面に出てきていますが、コロナの関係で職場体験ができなくなり、今も受け入れていただけないのが現状です。今後もそういう流れがたぶん残っていくのかなというところで、企業連携というところで、風土プロジェクト立ち上げて、工夫して進めているところです。現状は、どんどん学校の中に企業が入ってきています。小学校で職場体験を行っている学校もたくさんあります。職場体験のできない中、その一つの助けになると考えています。

《古山委員》

この冊子を学校に配る事は賛成ですけど、教育委員会が後援するのではなく、羽曳野市の地域振興とか産業促進という課の後援ですればいいと思います。羽曳野市や近隣市の企業の紹介も出来るし、学校としても地元こんな企業があると写真つきの副読本ででき、すごくありがたいと思います。

《教育長》

市長部局へ持って行っても教育委員会と言われると思います。
他市の状況はどうですか。

《学校教育課長補佐》

後援名義を許可するかまでは確認が取れていませんが、教育委員会としては、中身も問題がないし、校長先生方にも確認を取ったら、いただけるのであれば、ありがたいですと聞いていますので、どこの市も今、教育委員会議にかけていると

ころだと思えます。その結果は、まだわかりません。

《教育長》

これは、来年度だけですか。

《学校教育課長補佐》

毎年、更新・作成する予定だと聞いています。

《教育長》

4市での作成という事で、地元企業がどれだけ掲載されるのか。現時点では、分からないので、もう少し情報を集めて頂き、4月の教育委員会議で再度検討するという事でどうですか。

【採 決】全委員一致により継続案件とすることに決定しました。

日程第10 議案第42号

羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

地方公務員法の改正により、定年が65歳まで引き上げられること等を踏まえ、羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する必要があるため、その改正について、承認を得るものです。

内容としましては、羽曳野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第2条再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めます。

今まで60歳定年でしたので、61歳から65歳までの方は、再任用される時にフルタイムか短時間勤務か選んでおりました。今回、定年が延長されますので、延長される61歳から65歳までの間もフルタイムで働くか、定年前ですが短時間勤務か選ぶことが出来るようになります。

《多田委員》

定年が60歳から65歳になりますね。65歳以降は、どうなりますか。

《学校教育課長》

何もないですね。

《多田委員》

60歳以降は、給与体制等も変わるのですか。それとも名前だけが変わり中身は何も変わらない。

《学校教育室長》

元から再任用制度はありまして、そこについては今回の改正には関係ありません。地公法が改正された事による文言等の修正です。

定年が延長になった事で、再任用制度が段階的になくなっていく事は考えられません。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 11 議案第 43 号

羽曳野市立学校園校区審議会規則を廃止する規則の制定
について

- 学校教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立学校園校区審議会規則を廃止する規則の制定について説明があり承認を求めました。

《学校教育課長》

羽曳野市立学校園校区審議会の廃止により、羽曳野市立学校園校区審議会規則を廃止することについて、承認を得るものです。

《教育長》

校区審議会規則がずっと残っていましたので今回削除する運びとなりました。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 12 議案第 44 号

令和 5 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」
について

- 学校教育課課長補佐より、資料に基づき、令和 5 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」について説明があり承認を求めました。

《学校教育課課長補佐》

大阪府作成の「令和5年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を踏まえ、「グローアップはびきの」として令和5年度の取組みの重点と指示事項をまとめた冊子発行の承認を得るものです。

資料をご用意しております。そちらをご覧ください。

今年度も引き続き定着をはかり「グローアップはびきの」の名称を活用いたします。「グロー」には、育つ、という意味があり、グローアップには、心身ともに成長し、大人になる、という意味が含まれています。羽曳野の未来を担う子どもたちの健やかでたくましい成長を願うとともに、教育に関わる全ての教職員や教育行政も、その場に踏みとどまることなく常に成長しつづける気概をもつことをイメージして、この名称となっております。

この「グローアップはびきの」につきまいては、「取組みの重点と指示事項」として、教育委員会がすべての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の校園長に示し、教職員の身近なものとして、取組みの参考にしていただきたいと思っております。

本日は、教育委員のみなさまからいただいたご意見をふまえ事務局で作成した最終版をお渡ししております。今回は、昨年度の内容を見直し、さらにブラッシュアップを行った点もございます。また「校園、そして先生方が学校での教育活動に応じて、この冊子を手に取り、確認していただけるように」という点を意識しました。

内容につきましては、さまざまな項目において1人1台端末の活用の推進し、ICTの活用の充実を追記しております。さらに、体罰・ハラスメントについても校園でさらなる防止や早期発見、実態把握に努め、救済と心のケアについてもよりくわしく追記をいたしました。この点につきましては、古山委員から頂いております肯定的な表現といたしました。また、後ほど、ご紹介させていただきます。資料の冊子の最終に、「各校園における具体的な取組み指標」を載せております。令和4年度の取組み状況につきましては、年間通して何度か学校訪問し、校長からヒアリングして把握するほか、各担当者をあつめての研修、連絡会、結果報告を受けるなどして把握しております。

今年度の取組み指標に係る報告といたしましては、おおむね各校からは良好な結果が出ておりました。しかしながら、昨年度同様、コロナ禍であることから、例年やっていた取組みができず、同様の取組みが行えず工夫を必要とした指標がいくつかあります。

取組み指標につきましても、次年度に関しましては、より具体的な指標、達成目標を提示し、各校の具体的な取組みにつなげていきたいと考えております。

中身につきましては、今年度また新たに付け加える部分に関しましては、黄色でお示しさせていただいております。

5ページの中段、2番の教職員の資質向上に努める、そして教職員の組織的継続的な育成というところで、古山委員からいただきました「教職員全員の心理的安全

性を大切にし、お互いの意見や考えを安心して伝える風土づくりに努めること」という形で、記載させていただいております。

《教育長》

黄色い部分が修正等をされたところで、決裁をいただいたら色が取れるんですね。

《学校教育課課長補佐》

そうです。

《教育長》

アンダーラインは、残るんですね。

《学校教育課課長補佐》

アンダーラインは、昨年度から重要点として残している部分となっております。

《古山委員》

1 ページの私が質問したところ、右側の紫色の所です。

朝ごはんの力、睡眠の力、基礎力、応用力、鍛える力、実践する力が、上二つと下四つが違いますっていう意見を言ったんですけど、何故このままになったのか理由を教えていただきたい。

例えば、朝ご飯を食べてもらいたいですよ。朝ごはんの大事さを食育で教えたい。それと基礎力と応用力っていうのが段階の違う話をしているなと思っています。例えば、朝ご飯は何で大事かっていうのは基礎力と思いますが、ご飯を作ってもらえない家の子は家庭科で朝ごはんの作り方を教えてもらって自分で作るかが応用力。朝ごはんを食べ続けていたら学校の勉強が面白くなってきた、それが鍛える力や実践する力になったりすると思います。

このちょぼ（・）の六つが違和感ありますっていう意見をお伝えしたんです。

《教育長》

生活にかかっているのが上二つです。学ぶにかかっているのが真ん中二つです。体にかかっているのが下二つです。二つずつに分かれていましたが、デザイン的に真ん中に持ってきた方が良いということで去年こういうふうになりました。

《古山委員》

かかっている所に分けて記入した方が分かりやすいと思います。

《奥野委員》

最後のページの活動指標のところ、「タブレット ICT を活用した授業づくり」で達成目標の中で、学期に 1 回と書いてあって、毎日（週に複数回）授業で活用

している教職員の割合の向上と目標 50%とありますが、現状はどれぐらいだったのか教えて下さい。

《学校教育課長》

本年度は 4 割を目標とし全体に周知しております。これは、平均が 4 割程度でやはり学校間格差があり、4 割をクリアできてないところもありました。それをどの学校も 5 割をクリアできるようにと考えた手法でもあります。

《奥野委員》

それで 50 という数字が出てきたという事ですね。

この目標設定が高いのかどうか、わからないですけど学期に 1 回それを点検するという事ですね。毎日、週に複数回事業で活用している教職員が半数以上が目標ですね。

《古山委員》

目標を 50 にすると使っている人が半分でいいのかとなってしまうので、目標はそれこそ 8 割 9 割にしといて、達成できなかった時になぜ達成できなかったのかを検証して、出来るように支援をする。その方が意味があるような気がします。

《多田委員》

教員の割合の 50%以上を目標設定値にしているということで、使っていない教員半分、使っている教員が半分で OK という事ですか。

《学校教育課参事》

いやそうではないです。

《多田委員》

教員が 50%を作ることが目的となっていますよね。そうじゃなくて、教員は全員がある程度使ってもらう。

使う先生を 50%にしましょうっていうようなニュアンスに取れてしまうと思ったんです。

教員の割合の 50%にしますってことは、半分の教員は使わなくてもいいですよって言ってるのと同じことなのかな。

《学校教育課参事》

確かにそうですね。再度、検討いたします。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 13 その他

(1) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 5 月定例教育委員会議を、5 月 25 日（木）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前 11 時 50 分